

教 健 体 第 5 2 8 号
令和5年（2023年）8月22日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）

このことについて、今週は特に暑く、地域によっては週末にかけて猛暑日が続く予報です。現在、多くの学校においては、長期休業が明け、学校の教育活動を再開していますが、酷暑が続くことに加え、心身が学校教育活動に慣れていない状況にあると考えられ、児童生徒等の熱中症の発生が危惧されます。

つきましては、この間の累次の通知において示しているように、暑さ指数等により危険度を把握し、中止も含めて、体育活動や部活動の実施の可否等を適切に判断いただくようお願いいたします。

また、道立学校においては、次のように学校管理規則の規定により、下校時間の繰り上げや臨時休業等を行うことが可能ですので、熱中症事故の防止に向け、学校や地域の実情に応じて対応いただくようお願いいたします。

また、市町村教育委員会におかれては、道立学校の例を参考にしながら、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、市町村立学校を含めた臨時休業等の措置についての報告については、別途お知らせしますので、なにとぞ御理解と御協力をお願いいたします。

【根拠規定】

○ 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）

（臨時休業）

第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。

- (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
- (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

（臨時休業の報告）

第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

（健康・体育指導係）